

[事案 2022-228] 新契約無効等請求

・令和5年7月31日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不足等を理由に、契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和4年1月に契約した変額保険について、以下等の理由により、契約を無効として、医療保険に変更してほしい。また、令和4年2月に新型コロナウイルスに感染したことから、その入院給付金を支払ってほしい。

- (1) 自分を被保険者とする他社の生命保険の内容を募集人に見せて保険の見直しの相談をし、また、新型コロナウイルスが流行しているため、娘を被保険者とした医療保険への加入を希望していることを募集人に伝えていたが、募集人は、それらの意向を無視した勧誘を行った。
- (2) 募集人から変額保険の説明を受けた記憶はなく、明らかに説明などを端折り、気の緩んだ対応をしていた。本契約が、被保険者が死亡したときまたは高度障害になったときに役立つ保険だと説明を受けていれば、希望している保険内容ではないので、勧誘を断っていた。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、提案に先立ち、他社契約との兼ね合いで過不足がないか確認するため、内容を確認した。その際、申立人娘の医療保険の話は一切しておらず、医療保険への加入意向を聴取したことはない。
- (2) 募集人は、申立人らと面談し、申立人を被保険者とする医療保険のほかに、本契約の内容を、設計書や契約締結前交付書面を用いて説明した。具体的には、死亡保障額や、死亡と高度障害の場合に給付されること、有期契約であること、満期保険金が受け取れること、死亡および高度障害の保障は110万円が最低保証され、運用成果によって保険給付金や満期保険金が増減する可能性があることなどを説明した。
- (3) 当社の担当者が申立人に架電し、中途解約時や満期保険金受取時には、受け取れる金額が既払込保険料の総額を下回る可能性があることにつき、募集人から説明を聞いていることを確認した。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足は認められず、また入院給付金の支払いも認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。